

令和 7 年 2 月 19 日

副学長（学生担当）
本間 三和子様

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議
議長 近藤 拓未

学園祭学生分担金の額及び納入方法について

「学園祭に関する申合せ」第 4 条に基づき、学園祭学生分担金の額及び納入方法を下記の通りに決定しましたので、報告致します。

記

学園祭学生分担金

納入金額：1 人 1 年につき 600 円

納入方法：学群生が入学・編入年度に在籍予定年数分を学類ごとの新入生オリエンテーションの場で、筑波大学学園祭実行委員に対面で納入する。

未納者ならびに対面での回収が困難な者については適宜振込集金など他の方法を併用する。

補足：学生分担金は学園祭に関する申し合わせ第 3 項で定められている通り、学群生の義務である。

学生分担金を納入していない学生が所属する団体の学園祭への参加を拒否する場合がある。

以上